

平成 25 年度 スクールカウンセラー活用事業

《趣旨》

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に資する。

《スクールカウンセラーの資格等》

スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、次に掲げる要件のいずれかを満たす者

- (1) 平成 25 年 7 月 1 日現在、財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者で、平成 26 年 4 月 1 日現在で臨床心理士資格登録証明書の交付日以降、1 年以上が経過する者
- (2) 精神科医
- (3) 児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第 1 条に規定する大学及び同法第 97 条に規定する大学院（以下「大学等」という。）における心理学系の学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る。）若しくは助教の職にある者又はそれらの職にあった者

《スクールカウンセラーの勤務》

週 1 回 7 時間 45 分 年間 35 回 勤務

《スクールカウンセラーの職務》

- ① 児童・生徒へのカウンセリング
- ② 子育てや生徒指導に関する保護者へのカウンセリング
- ③ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する指導・助言
- ④ 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ⑤ その他児童・生徒のカウンセリング等に関する教員対象の研修における指導・助言

《スクールカウンセラーの配置》

平成 7 年度から配置を開始（小学校 1 校、中学校 2 校、高校 1 校）
平成 15 年度から中学校全校に配置
平成 20 年度から小学校に配置を開始
平成 25 年度から公立小・中・高校全校（2,116 校）に配置

内訳	小学校	1,298 校（全校）
	中学校	630 校（全校）
	高等学校	188 校（全校）

《これまでの取組の成果》

- ① 不登校やいじめの相談に有効である。
- ② 不登校や学校生活への適応、人間関係などの悩みなどに関する相談に的確に答えている。
- ③ 児童・生徒の多くが、困ったときに相談できるという安心感を持っている。
- ④ 保護者は、子育てや教員に相談しにくいことなどについて、安心して相談できるとしている。
- ⑤ 教員の児童・生徒理解や指導に関する助言、教員研修における助言などにより、学校の教育活動の充実・改善等に大きな役割を果たしている。